令和8年度版「医科診療報酬点数表（早見表付）」の追補について（第7報）

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

・令和8年9月30日　保医発0930第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
・令和8年10月7日　医療課事務連絡　令和8年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
・令和8年10月13日　厚生労働省告示第373号　使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示
・令和8年10月13日　厚生労働省告示第374号　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
・令和8年10月13日　保医発1013第1号　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早319		下から1行目	**6.　投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液** **（4）　保険医が投与することができる注射液** 、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤	**6.　投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液** **（4）　保険医が投与することができる注射液** 、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤	字句挿入
早397		下から11行目	**別表第９　C101在宅自己注射指導管理料、C152間歇注入シリンジポンプ 加算、C152-2持続血糖測定器加算及びC153注入器用注射針加算に規定する注射薬** 、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム製剤	**別表第９　C101在宅自己注射指導管理料、C152間歇注入シリンジポンプ 加算、C152-2持続血糖測定器加算及びC153注入器用注射針加算に規定する注射薬** 、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤	字句挿入
早450		上から1行目	**Ⅱ　医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格** **001～132**　（略） **133　血管内手術用カテーテル** **（1）～（23）　（略）** **注**　(1)～(7)　（略） (8)　血栓除去用カテーテル ア～エ　（略） オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。 (9)～(17)　（略）	**Ⅱ　医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格** **001～132**　（略） **133　血管内手術用カテーテル** **（1）～（23）　（略）** **注**　(1)～(7)　（略） (8)　血栓除去用カテーテル ア～エ　（略） オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型については、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。 (9)～(17)　（略）	字句挿入

			134～247　（略）	134～247　（略）	
577	右	上から26行目	**D004　穿刺液・採取液検査** (1)～(14)　（略） (15)　CXCL10(髄液)は、HTLV－1関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてELISA法により測定した場合に、原則として1年に1回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイドβ42/40比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ア　新たにHTLV－1関連脊髄症と診断された患者 イ　既にHTLV－1関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者	**D004　穿刺液・採取液検査** (1)～(14)　（略） （新設）	字句挿入
672	右	下から20行目	**D023　微生物核酸同定・定量検査** (1)～(42)　（略） (43)　喀痰又は培養菌中のDNA検出を目的として、PCR-rSSO法により抗酸菌核酸多項目同時検出(計28項目以上)を実施した場合に、一連の治療につき1回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。 ア　以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する患者 において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (イ)　BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者 (ロ)　肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者 イ　以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師(専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。	**D023　微生物核酸同定・定量検査** (1)～(42)　（略） （新設）	字句挿入

698	右	上から2行目	**D218　分娩監視装置による諸検査** 胎児機能不全及び分娩が生理的経過を逸脱する場合において、その改善の目的で陣痛促進を行う場合にのみ算定できるものであり、陣痛曲線、胎児心電図及び胎児心音図を記録した場合も、所定点数に含まれる。	**D218　分娩監視装置による諸検査** 胎児仮死、潜在胎児仮死及び異常分娩の経過改善の目的で陣痛促進を行う場合にのみ算定できるものであり、陣痛曲線、胎児心電図及び胎児心音図を記録した場合も、所定点数に含まれる。	字句訂正
1036	右	下から1行目	**第10部　手術** **※通　則** 1～28　（略） 29　外科医療確保特別加算 (1)～(3)　（略） (4)　「通則23」の「所定点数」とは、第1節手術料の各区分に掲げられた点数及び各区分の注に規定する加算の合計をいい、通則の加算点数は含まない。	**第10部　手術** **※通　則** 1～28　（略） 29　外科医療確保特別加算 (1)～(3)　（略） （新設）	字句挿入
調32	右	上から18行目	**第３調剤報酬点数表（早見表付）　※WEB閲覧** **調剤報酬点数表** **調剤報酬** **第１節　調剤技術料** **01　薬剤調製料** **(1)～(4)**　（略） **(5)　注射薬** ア　（略） イ、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤）に限る。 ウ～オ　（略）	**第３調剤報酬点数表（早見表付）　※WEB閲覧** **調剤報酬点数表** **調剤報酬** **第１節　調剤技術料** **01　薬剤調製料** **(1)～(4)**　（略） **(5)　注射薬** ア　（略） イ、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤）に限る。 ウ～オ　（略）	字句挿入
調112	右	下から46行目	**第４節　特定保険医療材料料** **30　特定保険医療材料** **別表２**　、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）	**第４節　特定保険医療材料料** **30　特定保険医療材料** **別表２**　、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤及びアナキンラ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）	字句挿入

調114	右	下から1行目	**別表3** パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤	**別表3** パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 アナキンラ製剤 （新設） （新設）	字句挿入